第６回　国内クレジット認証委員会　議事要旨

平成２１年７月
国内クレジット認証委員会事務局

日　　時：平成２１年７月１６日　８：３０－１０：００
場　　所：経済産業省本館１７階東８第１共用会議室
出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、椋田委員（９時３０分過ぎにご退席）、森口委員

１．国内クレジットの認証

・国内クレジットの認証申請があった５件について、排出削減量が承認排出削減事業計画に従って事業計画を実施した結果生じているのか等の要件の確認を行ったことを報告。審議の結果、５件の国内クレジット認証申請について、異議なく認証。

２．排出削減事業の承認・申請受付

・第３回（４月１５日）、第４回（５月２９日）、第５回（６月１９日）並びに今回の委員会で申請を受け付けた排出削減事業について、各種承認要件の審査を行ったことを報告。審議の結果、１５件の排出削減事業について、異議なく承認。これにより、排出削減事業の承認件数は、累計で５２件となった。
・第５回委員会（６月１９日）以降に申請を受け付けた、７件の排出削減事業について、それらの概要を１６日付けで公表することを了解した。これにより、排出削減事業の申請受付件数は、累計で１２５件となった。

３．その他

・審査機関の登録（２件）
事務局から、第５回委員会（６月１９日）以降、登録申請のあった審査機関について紹介。審議の結果、申請のあった２件の審査機関の登録について、異議なく承認。

・平成２１年度国内クレジット制度にかかる各種支援施策
２０年度補正予算に引き続き、２１年度当初予算でもソフト支援事業

を実施することなどを報告。今年度は、審査費用支援における半額条件を撤廃し、全額支援すること、排出削減実績報告書の無料作成支援及び確認費用支援を新規に追加した。今年度の支援実施機関として、１３機関を選定。

４．委員の発言及び質疑

（茅委員長）

・ 電力の排出係数については、本年６月に設置したワーキンググループで原案をとりまとめ、本日提出する予定であったが、次回委員会で発表を行うこととする。これまでに電気事業連合会、日本ガス協会からヒアリングを行い、原案に対して意見聴取した結果を基にワーキンググループで案を再調整した。基本的には、事業開始時点においては限界電源による排出係数を用いることとし、事業開始後一定期間経過後に全電源平均による排出係数に移行するという考えについて、各業界も了承している。ただし、どのような形で限界電源から全電源平均原単位に移行するのか、限界電源原単位とは何を意味するのか等について、時間をかけて検討を行っている。

（森口委員）

・ 今回の認証案件では、電力の排出係数はデフォルト値である２００７年度の全電源平均値を適用しているが、今後、電力排出係数の考え方が決まった時に、一旦認証したクレジット量を過去に遡って修正することがあるのか。

（茅委員長）

・ 今回の認証案件は全て、対象期間が過去のものである。現段階では全電源平均の原単位を適用することが暫定的に決まっている以上、その時点までの認証については現段階の原単位を使用し、電力排出係数が新しく決まった段階で切り替えることを考えている。

（大塚委員）

・ 基本的にその考えに賛成である。一度発行したクレジットの数量を後から変えるのは出来るだけ避けたほうが良い。

（藤原　前・参事官）

・ 前回の委員会においても茅委員長より、これまでの認証案件については、現段階での最新の値である２００７年度の全電源平均値を適用することをご発言いただいた。今年の７月もしくは８月に、排出係数の最新値が公表され、自主行動計画の方でもその数値を使うことになるが、変わった段階で報告し、新しい数値を前提に排出量の算定を行う。

（森口委員）

- バイオマスを利用した排出削減事業を承認する際に、事業としての追加性だけでなく、利用されるバイオマス燃料そのものに追加性があるかを確認することが必要。燃料として利用されるバイオマスが、国産材であるかどうか以外にも、事業がなければ未利用である、また現在だけでなく近い将来も未利用であることを確認したほうが良い。現在の方法論に書かれていないようであれば、方法論の修正の可能性について伺いたい。
- 空調設備を更新する際、古い設備を廃棄する段階でフロン類を適正に回収・破壊を行っていれば問題ないが、そうでないならばフロン類が漏出する可能性があり、ある種のリーケージが起こる。不適切な漏出が起きていては地球温暖化対策にならない。適正に回収・破壊を行っているかどうか、十分に実態を把握すべきではないか。現在の方法論では明確に考慮されていないが、今後検討いただきたい。
- 一旦承認された排出削減事業について、クレジット量を認証する段階で、排出削減事業自体について何らかの疑問が生じた場合、認証するクレジット量以外の点について指摘してよいのか。

（藤原　前・参事官）

- バイオマス燃料が国産材であるか、未利用材であるかについては林野庁でもデータを収集いただいている。

（木内室長）

- 未利用材であることが分かるように対応して参りたい。

（藤原　前・参事官）

- フロン回収については、フロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律が施行されている。登録回収業者によって適切にフロン回収が行われているかどうか、個別に確認を行うこととしたい。この確認は審査機関にもお願いしたい。現在、方法論には明記していないが、こういったご指摘については今後、運営規程等において定めることも含めて検討していきたい。
- 今回の承認案件でもバイオマス燃料を使用しているものがあるが、現在、これらの点について確認を行っている。

（茅委員長）

- ボイラーの更新における投資回収年数が比較的短い。このような場合、排出削減事業者そのものは資金を出さないのではなく、多少資金を出しても、共同実施者に資金を提供してもらうことで、短い投資回収年数で事業が実施できる。一方、共同実施者にとっては、比較的少ない資金でクレジット購入が可能となり、売れば得をするということで完全な商売が成り立つというように見受けられる。このような考え方を

認めるのか。あるいは、本来は共同実施者が全て資金を提供するという前提とするのか。

（藤原　前・参事官）

・ 共同実施者による資金や技術の提供は、運営規則上、排出削減事業の要件となっていない。共同実施者はクレジットの買い手という立場であり、設備導入費用を負担するということは極めて少ない。したがってCO2排出削減による価値が通貨価値として配分されることが制度の特質であり、商売の要素はないと考えている。なお投資回収年数については、松橋委員からの論文や、京都メカニズムのクレジットに関する運用状況、中小企業に対するアンケート調査結果等を考慮して、概ね３年以上か否かを目安としているが、画一的な基準ではない。

（茅委員長）

・ 資金の出所については確認しないということだろうか。

（藤原　前・参事官）

・ 最終的に設備投資における資金の出所を確認するのは難しい。ただし補助金については確実に確認を行う。

（茅委員長）

・ その点については了解した。ただし将来的に、排出削減事業者が共同実施者に対してメリットを与えて、お互いの関係を良好にするという使い方が起きないよう、気を付けなければならない。

（大塚委員）

・ 自主行動計画に参加していない共同実施者も見受けられるが、特に限定はしないのか。

（藤原　前・参事官）

・ 特に限定はしていないが、クレジット償却を確認しないといけないため、その償却口座に入ることを確認できる主体かどうか、登記簿等のチェックは行っている。

（大塚委員）

・ 広く自主行動計画等の目標達成に使えるのであれば、特に限定しないという理解でよいか。

（藤原　前・参事官）

・ ご指摘の通りである。

（熊崎委員）

・ バイオマス燃料の出所については、林野庁で検討しているのか。

（木内室長）

・ 山村再生支援センターで、要請に応じてその出所を出せるように検討することを考えている。

（熊崎委員）

・出所を明確にするということと、個々に認めるかどうかは別の問題である。例えばドイツでは、バイオマスで発電した場合、廃棄物が含まれる場合と間伐材とでは発電コストが全く異なる。原料が高い場合は高く買うなどして、コストを見合わせることが必要ではないか。外国材と国産材でどのように差をつけるのか。CO2 を減らすという観点だけでは曖昧になりやすい。外国材をどう扱うかについても論点として残っている。今後、どのような排出削減事業が申請されるかを見ながら検討する必要がある。

（茅委員長）

・今の意見は投資回収年数が変わるという理解でよいのか。

（熊崎委員）

・投資回収年数に反映する可能性はあるので、そこを基準にして考えていく必要があるのではないか。

（茅委員長）

・今後の検討事項とさせていただきたい。

（森口委員）

・建築廃材などの産業廃棄物は殆どが利用されているので、未利用であることを十分に確認していただきたい。こうした点は、個別のボトムアップ的な審査では見えにくい。むしろ供給側から見て、日本でバイオマスの供給がどれだけあるのか、その中で廃棄物系のものがどの程度あるのか、どこで利用するのが最も効率が良いかを考えていく必要があり、そうした考え方と齟齬がないようにしていただきたい。
・投資回収年数の計算に際して、化石燃料の燃料価格はいつの時点で算定しているのか。

（藤原　前・参事官）

・最初の質問に関しては、ボトムアップからの審査も必要だと考えている。今回の承認案件であるキタヤマコーポレーション株式会社の排出削減事業に関しては、審査の段階で、燃料となるバイオマスが近隣の製材所で廃棄処理されていたものであり、供給者側で未利用であったことを確認している。また、その他にも例えば、輸入材が多くなっている場合等については委員会で議論をいただければと考えている。
・燃料価格は、申請段階での現在の燃料価格を用いて算定している。

（松橋委員）

・燃料価格変動による投資回収年数の変動は、事業者にとって投資を控えようというリスクとなる。したがって投資回収年数が直近で短くても、追加性を満たすことはあり得ると考えられる。追加性という意味では安全側に評価をしていると考える。

・ 日本の最大手の木材業者である銘建工業株式会社では、ヨーロッパから針葉樹を大量に輸入し、洗練されたプロセスで大量に木材加工する。日本全国のペレットの半分以上を供給していることもあった。外国材はスケールメリットがあるが、国産の中小製材所から出る木材をペレット化するのは不利になる。今回申請されている案件は、未利用のものである可能性は高いと思われるが、林野庁から調査をかけていただければと考えている。
・ 自主行動計画に参加している電気事業連合会や鉄鋼連盟は大量にクレジットが不足しているため、国内クレジットのような小さい単位の排出削減量ではなかなか難しいのではないか。こういった案件を数多くバンドリングし、クレジットの規模を大きくすることで CER の代わりとすることができるのではないか。現状では CSR という観点で実施している業者が多いが、京都議定書目標達成計画に貢献するためには、国等の予算で数億から数十億の買い取り予算をつけるか、民間で何らかのファンドを組成して買い上げることが考えられる。今後の発展に期待したい。

（藤原　前・参事官）

・ 燃料価格の変動について、投資回収年数を判断する際に反映すべきであるという点に関しては、仮にそのような状況になれば、投資回収年数の３年以上という要件についても、場合によっては緩和することも考えられる。
・ 現状では、国内クレジットは法律上、位置付けられてはいないため、国が直接買い取る対象にはならない。買い取りファンドの動きについては、民間側から案が出ている。
・ 自主行動計画に参加していない共同実施者もいるが、小さな案件をまとめて大きくすることに協力いただいている。こうした動きを後押しすることが非常に重要と考えている。

（椋田委員）

・ 本制度は、京都議定書の目標達成に向けて貢献するような中小企業の排出削減事業を幅広く認めるということである。様々な議論は必要であるが、制度を複雑化しすぎると中小企業が手を出し辛くなってしまうので、その点をご考慮いただきたい。

文責：事務局